

令和5年度 議会運営委員会（議会改革）における調査・検討結果

分類1 議会運営に関することについて

(1) 議長及び副議長選挙における立候補制の導入について

【結論】

議長及び副議長選挙において、立候補制は導入しない。

【理由】

- ・議会における手続の見える化の推進という観点からいえば、墨田区議会基本条例第10条において議長及び副議長は就任に当たり所信表明を行うこととされていることから、既に一定程度担保されている。
- ・法的な整理がされていない状況で形式的に導入しても機能せず形骸化し、区民等の信頼を損なうことにつながるおそれがある。
- ・想定されるメリットに対して、関係法令の検証、導入に係る事務的コストの増大といったデメリットが見合っていない。

(2) オンラインによる一般質問について

【結論】

オンラインを活用した一般質問ができるよう、会議規則の一部を改正する。これに併せ、同規則第2条及び委員会条例第12条の2を改正する。

【理由】

- ・一般質問は区民の声を代弁する貴重な機会であるため、議員の質問権を最大限保障するものとして意義は大きい。
- ・IT技術の進歩によりインタラクティブな手法で実施することができ、一般質問を行うことの本旨が損なわれることはない。
- ・昨今の社会情勢に鑑み、会議規則第2条及び委員会条例第12条に規定する欠席事由を「傷病、育児、看護、介護、出産、家族の出産補助、災害その他のやむを得ない事由」に改める必要がある。

【改正案文】

- ・墨田区議会会議規則の一部を改正する規則（新旧対照表）・・・別紙1
- ・墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例（新旧対照表）・・・別紙2

(3) 議員選出監査委員制度について

【結論】

議員選出監査委員制度については現行どおりとし、今後、同制度の在り方について見直す必要が生じた場合、また連携強化のため役割を追加する必要が生じた場合は、その際に改めて調査・検討を行うこととする。

【理由】

- ・事業の内容、経過について知見がある議員が監査委員となることで、会計の専門家

等と異なった視点で事業監査を行うことができる。

- ・日頃から区民目線で各種事業を検証している議員が監査を行うことにより、執行機関の監視機能や区民の信頼が高まる。

分類2 議会改革に関することについて

(1) 政策会議について

【結論】

政策会議を廃止するため、議会基本条例の一部を改正する。なお、政策会議の役割である特別委員会の見直し・設置検討については、当面の間、議会運営委員会（議会改革）で担うこととする。

また、議会基本条例第20条を根拠とする区民等との意見交換会の開催については、必要に応じて然るべき場で検討することとし、その際は休日・夜間の開催、オンラインを活用したハイブリッド型での開催を検討する。

【理由】

- ・政策会議は、議会の政策形成の観点から重要な位置付けの会議体であるが、現在、その役割の一部しか果たせていないため、議会のスリム化の観点から廃止・統合することが望ましい。
- ・議会の政策立案・政策提言に実効性を持たせるためには、非公式会議体である政策会議ではなく、公式な委員会等がその役割を担うべきである。
- ・区民等との意見交換は、基本的に委員会主体で行っていくべきであるため、議会基本条例第20条を根拠とする意見交換会の開催は、その必要に応じて臨時的に開催するもので、定例的に開催するものではない。

【改正案文】

- ・墨田区議会基本条例の一部を改正する条例（新旧対照表） . . . 別紙3

(2) 議会改革PDCAサイクル及び政策形成サイクルについて

【結論】

現時点においては、議会改革PDCAサイクル及び政策形成サイクルは構築しない。また、今後、OODAループなど新たな手法を委員会運営に取り入れるなど、議会の政策形成に係る基本的な考え方について研究を行うこととする。

【理由】

- ・議会基本条例第30条により条例の見直しが担保されており、また令和4年度に議会改革に関する課題の検討結果32に基づいて条例の見直しを行ったことから、議会改革PDCAサイクルは既に構築されていると考えられる。
- ・議会基本条例の各条文、各施策について評価・検討するとなると、一つ一つ全会派の合意を図っていくことは困難であり、議員、事務局共に膨大な事務負担の増加が懸念される。
- ・意見書や決議、声明、特別委員会による政策提言等、政策提案の仕組みは整備されており、現状でもこれらを臨機応変に活用しながら活発な政策提案が行われている。

る。

- ・政策形成サイクルという一つのモデルを構築してしまうと、それに縛られ、状況に合わせたフレキシブルな対応ができなくなることが懸念される。

分類3 議会バリアフリー・デジタル化に関することについて

(1) 議会バリアフリー化について

【結論1】

下表の〔個別事項〕について、それぞれ検証を行い、実施の可否及び具体的な実施方法等を検討する。また、検討に当たっては、障害者や子育て中の区民等を本会議場に招いて意見を聴くなど、当事者の声を反映する機会を設けることとする。

〔個別事項〕

本会議場	①手すり・スロープを設置する。②演壇の高さを調節できるようにする。③各議席に電源・コンセントを設置する。④車椅子の議員の議席位置に配慮できるようにする。⑤電子表決を実施できるようにする。⑥本会議場への飲料水等の持込みを認める。
傍聴席	①親子傍聴席（防音室）を設置する。②車椅子用のスペースを分かりやすく表示する。③杖や荷物を掛けられるフックを設置する。④傍聴者用のW i - F i を整備する。⑤傍聴席への飲料水等の持込みを認める。
その他 議会棟	①誰でもトイレを設置する。②手すりを設置する。③点字ブロック・点字案内表示を設置する。

【理由】

- ・本会議場のバリアフリー化については、その緊急性と改修に掛かる期間を踏まえて、議会日程、庁舎リニューアルプラン等を踏まえて検討することが望ましい。
- ・更なるバリアフリーを実施していくためには、多額の経費が必要になってくることから、一つ一つ、その必要性をしっかりと精査した上で実施していくべきである。

【結論2】

議員の登庁ランプのデジタルサイネージ化については、実際にどのような内容を表示すべきか、議員の登庁状況をどの範囲まで公開すべきかなど、他議会における運用状況を踏まえ、導入に向けて具体的な調査・検討を行うこととする。

【理由】

- ・現在、理事者が議員の登庁状況を確認するためには、議会事務局まで問い合わせるか、庁舎内に4か所しかない登庁ランプを確認しに行かなくてはならないため、タイムロスが生じている。
- ・登庁ランプ単体でのデジタルサイネージ化ではなく、災害対応や議会情報の効率的な周知に資するような機能を検討するべきである。

【結論3】

Y o u T u b e の効果的な活用方法について検討を行うこととする。

【理由】

議会制度などについて積極的な情報発信を行っていくため、動画配信サイトとして浸透しているY o u T u b e の活用を検討するべきである。

【結論4】

常任委員会において、現在、前方に配置されている補助答弁席を廃止し、理事者後方に補助答弁者用の席を用意し、そちらで答弁できるようにすることとする。(令和5年2月議会から実施済)

【理由】

- ・現在、補助答弁者が待機している場所から補助答弁席まで距離があり、その経路も十分な幅が確保されていないため、怪我や障害により歩行が難しい、または車椅子を利用している理事者が補助答弁を行うことが困難である。
- ・ゼロ予算で実施でき、必要性が高く、さらに委員会運営の効率化が図れることから、直ちに実施するべきである。

(2) ペーパーレス化について

【結論】

区議会ペーパーレスシステムは、来年度以降も継続してSideBooksを利用する。また、今後、ペーパーレス化については、その方向性など大枠のことについては、議会改革の一環として議会運営委員会（議会改革）等で、システムの運用等の実務的なことについては、各派交渉会等で調査・検討を行う。

なお、以下のことについては来年度も引き続き調査・検討を行うとともに、ペーパーレス化に関する運営方針等について、必要な改定を行うこととする。

- (1) 理事者もSideBooksを利用するよう調整を行うこと。
- (2) SideBooksの容量・保存年限について見直しを行うとともに、必要スペックを分かりやすく明示すること。
- (3) 重要な資料の閲覧漏れがないよう、今後、導入予定のLINEWORKS等のコミュニケーションツールとの連携を図ること。
- (4) ペーパーレス化にとどまらず、区議会におけるDXについて議論を深めること。

【理由】

- ・SideBooksについては今年度から本格的に運用を開始したばかりであり、たくさんある機能を使いこなせていない議員も多いことから、引き続き同じシステムを利用することにより、しっかりと使いこなせるようにする必要がある。
- ・理事者は別のシステムを使っており、資料の閲覧方法が異なることから、委員会等における理事者の説明の際に、資料のどこを説明しているのかが分かりにくい。
- ・SideBooksはデータベースとしての一面もあるので、容量・保存年限は多いほうがいい。また、端末によってはうまく動作しないので、必要スペックを明示するべきである。
- ・現在でも様々な資料が格納されているが、どうしても見落としをしてしまうことがある。
- ・DX化については不断の改革であるため、今後も議会改革のテーマとして取り上げていく。

墨田区議会会議規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>傷病、育児、看護、介護、出産、家族の出産補助、災害その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>(オンラインを活用した一般質問)</u></p> <p>第59条の2 <u>第2条に規定する事由により会議を欠席した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して前条第1項の規定による質問をすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定によりオンラインを活用して質問することを希望する議員は、あらかじめ、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>議員がオンラインを活用して質問をする場合における第48条第1項及び第49条第5項の適用については、第48条第1項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる」とあるのは「得てしなければならない」と、第49条第5項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないとき」とあるのは「発言の順位に当たっても発言しないとき、又は通信環境の悪化等によりオンラインによる質問をすることができないとき」とする。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、オンラインを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(緊急質問等)</p> <p>第60条 <u>質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、第59条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p>第60条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、<u>前条</u>の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。</p>

2 〔略〕

2 〔略〕

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第12条の2 委員長は、<u>傷病、育児、看護、介護、出産、家族の出産補助、災害その他のやむを得ない事由のため委員会を開会する場所へ参集することが困難な委員がいると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第12条の2 委員長は、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する感染症のまん延防止の観点から、委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用して委員会を開会することができる。</u></p> <p>2～4 [略]</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

墨田区議会基本条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(会派等)</p> <p><u>第16条</u> 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>(政務活動費)</p> <p><u>第17条</u> 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、区政の課題把握、政策立案及び政策提言並びに区民等の福祉の増進に資するよう、有効に活用しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(情報の公開及び説明責任)</p> <p><u>第18条</u> 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努め、説明責任を十分に果たすものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(区民参加の推進)</p> <p><u>第19条</u> 議会は、区民等との連携を推進し、区政の課題に対処するため、必要に応じて、議会活動に区民等が参加することができる機会及び区民等の意見を反映させる機会を確保するものとする。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>(区長等との関係)</p> <p><u>第20条</u> 議会は、二代表制の下、区長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、区長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行うことにより、区民等の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければな</p>	<p>(政策会議)</p> <p><u>第16条</u> 議会は、政策立案及び政策提言を推進するため、毎年1回以上、政策会議を開催するものとする。</p> <p><u>2</u> 政策会議は、政策立案及び政策提言に関する事項を議長に提案することができる。</p> <p><u>3</u> 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第17条</u> 〔同左〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第18条</u> 〔同左〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第19条</u> 〔同左〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第20条</u> 〔同左〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第21条</u> 〔同左〕</p>

らない。

2～4 〔略〕

(議会への説明等)

第21条 区長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、議会にその内容を説明するものとする。

2・3 〔略〕

(研修の実施)

第22条 議員は、自らの政策立案及び政策提言能力を高めるとともに、自らの見識を深めるため、不断の研さんを行わなければならない。

2 〔略〕

(議会事務局)

第23条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動の充実を図るため、議会事務局の機能強化及び十分な組織体制の構築を行うものとする。

2 〔略〕

(財政上の措置)

第24条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な財政上の措置を区長に求めるものとする。

(議会図書室)

第25条 議会は、議会図書室(法第100条第19項に規定する図書室をいう。以下同じ。)に同項に定めるもののほか、議員の政策立案及び政策提言に資する図書、記録その他必要な資料(電磁的記録を含む。)を収集し、及び保管するものとする。

2 〔略〕

(議員の政治倫理)

第26条 議員は、区民の負託を受けた公職にある者として、高い倫理観が求められていることを深く認識し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を深めるよう努めなければならない。

2 〔略〕

(災害時の対応)

2～4 〔略〕

〔同左〕

第22条 〔同左〕

2・3 〔略〕

〔同左〕

第23条 〔同左〕

2 〔略〕

〔同左〕

第24条 〔同左〕

2 〔略〕

〔同左〕

第25条 〔同左〕

〔同左〕

第26条 〔同左〕

2 〔略〕

〔同左〕

第27条 〔同左〕

2 〔略〕

〔同左〕

<p><u>第27条</u> 議会は、大規模災害等が発生したときは、区民等の生命、身体及び財産を保護し、区民等の安全を確保するために区長等と連携するものとする。</p> <p>2 [略] (他の条例等との関係)</p> <p><u>第28条</u> 議会は、議会に関係する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。 (見直し手続)</p> <p><u>第29条</u> 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において1回以上検証する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p><u>第28条</u> [同左]</p> <p>2 [略] [同左]</p> <p><u>第29条</u> [同左]</p> <p>[同左]</p> <p><u>第30条</u> [同左]</p> <p>2・3 [略]</p>
---	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

2 墨田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年墨田区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

(墨田区議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正)

3 墨田区議会議員の政治倫理に関する条例（令和4年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第2項」を「第26条第2項」に改める。